

(2) 安衛法 (労働安全衛生法) : 製造禁止物質 (10物質)

(3) 安衛法 特化則 (特定化学物質障害予防規則)

労働者の中毒及び健康障害を予防するため。

○特定化学物質 第1類物質: 製造許可物質

- ・発がん性が確認または懸念されるもの
- ・化学構造が類似している物質

○特定化学物質 第2類物質 (特別管理物質)

- ・作業環境濃度を一定以下に抑制し、慢性的健康障害の予防が必要。
- ・特に発がん性の恐れのある物質を特別管理物質として厳しく規制。